

別表第四号 修理体制、管理体制等の管理（第二条第三項第一号関係）

修理体制、管理体制等の管理に関する説明は、次の表に掲げる事項とする。

事 項	記 載 内 容
一 組織並びに管理者の責任及び権限	法第三十八条の四十三の義務を履行するために必要な業務を管理し、実行し、又は検証するための組織並びに管理責任者の責任及び権限の分担が明確にされていることの説明
二 法第三十八条の四十三の義務を履行するための管理の方法	法第三十八条の四十三の義務を履行するために必要な特別特定無線設備の取扱いにおける管理の方法に関する規程が具体的かつ体系的に整備され、それに基づき当該義務が適切に履行されることの説明
三 特別特定無線設備の修理の方法	法第三十八条の四十三の義務を履行するために必要な特別特定無線設備の修理の手順に関する規程及び修理の確認の手順に関する規程が整備され、それに基づき修理及び修理の確認が適切に行われることの説明
四 測定器その他の設備の管理	特別特定無線設備の修理の確認に必要な測定器等の管理に関する規程が整備され、それに基づき測定器等の設備の管理が適切に行われることの説明
五 その他	その他法第三十八条の四十三の義務を履行するために必要な事項